

厚木市幼稚園教諭転入奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に転入し、教育施設に就労した者に対し、経済的支援をすることにより、教育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において厚木市幼稚園教諭転入奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育施設 市内において法人又は個人が運営する幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立幼稚園をいう。）又は認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 常勤 次のいずれの要件も満たす者をいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が教育施設であり、かつ、従事すべき業務が教育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、教育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、教育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (3) 幼稚園教諭 幼稚園に勤務する資格を有する幼稚園教諭をいう。ただし、認定こども園に保育士として勤務する者を除く。
- (4) 基準日 教育施設に常勤の幼稚園教諭として採用された日の属する年度の前年度の1月1日をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 基準日以後に市外から転入し、本市に住所を有した者（本市を転出した日から1年以内に再転入した者を除く。）であること。
- (2) 転入後に教育施設に常勤の幼稚園教諭として就労し1年を経過する者であること。
- (3) 第5条第1項の規定により申請をする日において、常勤の幼稚園教諭として就労している者であること。
- (4) この要綱に基づく助成金又は厚木市幼稚園教諭助成金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）に基づく助成金（旧要綱第3条第1項第1号に該当する対象者に係るものに限る。）の交付を受けていない者であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、10万円とする。ただし、対象者が転入後に居住した住宅について

家賃の支払がある者である場合にあつては、20万円とする。

(申請及び交付決定)

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、厚木市幼稚園教諭転入奨励助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 就労先の教育施設の雇用証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 申請者が、家賃の支払がある者である場合にあつては、契約書等当該居住する住宅の家賃費用が分かる書類

2 前項の規定による申請は、第3条第2号の要件を満たすこととなった日の属する月が4月から12月までの申請者にあつては当該月の属する年度の1月末日までに、1月から3月までの申請者にあつては当該月の属する年度の翌年度の1月末日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により申請があつたときは、当該申請に係る書類等の確認により第3条各号に規定する要件について審査し、助成金の支給の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、厚木市幼稚園教諭転入奨励助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第6条 前条の規定により交付すべき助成金の交付決定を受けた者は、厚木市幼稚園教諭転入奨励助成金交付請求書兼口座振替依頼書を市長に提出し、当該確定に係る助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第7条 助成金の交付を受ける者は、本市の教育の質の向上のため自己研鑽^{きん}に努めるとともに、市内に住所を有し、市内教育施設に継続して勤務するよう努めなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。